

令和2年5月25日

適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体につきまして、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

記

団体名 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
(法人番号 1140005004477)

理事長 鈴木 尉久

住 所 神戸市中央区下山手通五丁目7番11号兵庫県母子会館2階

差止請求関係業務を行う事務所の所在地

神戸市中央区下山手通五丁目7番11号兵庫県母子会館2階

申請日 令和2年3月5日

目 的 この法人は、他の消費者団体・関係諸機関と連携を図りつつ消費者の権利確立のために、それら団体等とのネットワーク事業、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行い、人権擁護と消費者の保護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。(定款第3条)

活動実績 技能講習所に対する差止請求（中途解約時の受講料不返還条項）等

認定の有効期間の更新をした日 令和2年5月18日

(更新後の認定の有効期間は、令和8年5月27日まで)

以上

本件に関する問合せ先 消費者庁消費者制度課 TEL : 03(3507)8800 (代表) FAX : 03(3507)9283
